

司法制度改革と 平成15年民事手続法改正後の現状

——本企画の趣旨を兼ねて

本間靖規

1 はじめに

2001年(平成13年)6月12日に公表された司法制度改革審議会意見書は、その副題が示すとおり、21世紀の日本を支える司法制度のあり方を提示する包括的な改革提案であった。ここで提起された改革の三つの柱は、第一に、「国民の期待に応える司法制度」とするため、制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。第二に、「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。第三に、「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高めることである。本特集は主として、第一の柱に着目する。すなわち、本特集は、この司法制度改革審議会の意見書(以下では「意見書」と略する)に基づいて行われた平成15年の民事訴訟法の改正(平成15年法律第108号)および同時に制定された人事訴訟法(平成15年法律第109号)について、施行後10年あまり過ぎた現在の状況を把握し、改正目的がどの程度達成されているのか、またどの程度機能しているのか、機能しているものについてはその更なる発展のための提言を行い、機能不全に陥っているものについては、その問題点と改善の方

向を見定めることを企画の趣旨とするものである¹⁾。取り上げる項目は、①計画的審理と審理計画、②訴え提起前の証拠収集制度、③民事裁判手続への専門家の関与、④鑑定制度、⑤知的財産関係訴訟の専門的処理の強化、⑥少額訴訟手続や和解に代わる決定など簡易裁判所の在り方、⑦裁判管轄が家庭裁判所に移管された人事訴訟の現状と課題である²⁾。

2 新民事訴訟法との関係

意見書の公表に先立ち、1996年6月26日に公布された新民事訴訟法(平成8年法律第109号、施行は平成10年1月1日で意見書の3年前である)においても、その制定の趣旨は民事訴訟を「国民に利用しやすく、分かりやすいものとする」ことにあるとされていた³⁾。そこで同じ目的を掲げる両者の関係が問題となるが、これについて意見書の「提言は、一方で、新民事訴訟法の目標の徹底化を図り、他方で、新民事訴訟法を補完するもの」とされる。すなわち、意見書の提言による、計画審理の推進や早期の証拠収集手段の拡充、少額訴訟事件の訴額の上限の引き上げ等は、民事裁判の充実・迅速化を徹底させるものであり、知的財産関係訴訟などいわゆる専門訴訟への対応は、新民事訴訟法の補完という意味合いを持つとされる⁴⁾。

その意味では、平成15年改正の成果を検証するに際しては、上記提言の3年前に施行された民事訴訟法に遡って検討すべき事項がある。現に民事訴訟法施行10年に当たり、この間の来し方を振り返り、今後の課題を考える座談会等がいくつか見られるが⁵⁾、多くは、平成15年改正をも視野に入れている⁶⁾。本特集では、このような背景を踏まえながら、新たな司法制度の構想の下、改正民事訴訟法の徹底化ないしは補完のために規定された上記項目について、その現状分析と今後の課題を取り扱うものである。

3 各項目についての若干の言及

(1) 計画的審理と審理計画

意見書によれば、民事裁判の充実・迅速化の下、民事裁判の審理期間をおおむね半減することを目標とし、そのための方策として、「原則として全事件について審理計画を定めるための協議をすることを義務付け、計画審理を一層推進すべきである」とされる。平成8年の新民事訴訟法においてすでに、争点および証拠の整理手続や争点整理後の集中証拠調べ、適時提出主義の導入など民事裁判の充実・迅速化のためのさまざまな装置が新設されていた。またこれによって審理期間の短縮が達成されていた⁷⁾。これらを踏まえた上で、平成15年改正法は、事件の審理を計画的に行い、当事者に、いつまでに何をしなければならないか、審理の終期はいつになるのか等の見通しを立てることができる手立てを与えた(147条の2)。また争点が多岐にわたり、錯綜するなど複雑な事

件については、審理計画を定めなければならないとして、審理に時間のかかる事件においても、判決の言い渡し予定時期を含めて、審理の効率化による審理期間の一層の短縮をはかるものとした(147条の3)⁸⁾。そこでは、①争点及び証拠の整理を行う期間、②証人及び当事者本人の尋問を行う期間、③口頭弁論の終結及び判決の言い渡しの予定時期を定めることを要するとされている(同条2項)。定められた審理計画は、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況その他の事情から変更することができる(147条の3第4項)。さらに審理計画を定めた場合、裁判長は特定の事項について攻撃防御方法を提出すべき期間を定めることができ(156条の2、147条の2第3項)、期間の経過後の攻撃防御方法の提出について、一定の場合、民訴157条とは別に、申立て又は職権によってこれを却下することができる旨の規定を置いた(157条の2)。計画的審理ならびに審理計画が規定されたことにより、当事者にとって訴訟の終期についての見通しを立てやすくなっただけでなく手続の透明性が高まることが期待される⁹⁾。もっとも裁判所と当事者の協力で立てられる審理計画がどの程度利用されているのかが気になるところであるが、いわゆる準審理計画を利用することにより、規定の趣旨を損なわずに柔軟な対応がなされることが示されている¹⁰⁾。計画的審理と厳格な審理計画の間にはさまざまな変異が考えられる。これを準審理計画と呼ぶならば、計画的審理、準審理計画、審理計画の策定の使い分けが必要になる。実務においては、手続の透明性を保ちつつ事案に応じた計画審理の方法がなお工夫ないしは開発され

5) 高橋宏志ほか「民事訴訟法改正10年、そして新たな時代へ」ジュリ1317号(2006年)6頁、矢尾涉ほか「改正民事訴訟法の10年とこれから(1)(2)」ジュリ1366号(2008年)120頁、同1367号98頁、山本和彦「民事訴訟法10年」判タ1261号(2008年)90頁、菅野雅之「民事訴訟の促進と審理の充実」『現代民事法の実務と理論(7)』(きんざい、2013年)968頁など。

6) 平成15年改正の機能状況については、東京地方裁判所民事部四委員会共同報告「改正民事訴訟法五〇〇日の歩み(1)~(4・完)」判時1910号3頁、1911号3頁、1913号3頁、1914号3頁(2006年)がある。

7) 地方裁判所第一審民事訴訟事件の平均審理期間は、平成11年段階で9.2か月と短縮されたが、証人尋問など人証調べを行った平均審理期間が20.5か月であったことから、これを半減することが目標とされた。民事訴訟法の改正への過程での審理改善の工夫の成果である。司法研修所編『民事訴訟のプラクティスに関する研究』(法曹会、1989年)、最高裁判所事務総局編『東京地方裁判所における民事訴訟の審理充実方策に関する研究結果報告書』(法曹会、1990年)、司法研修所『民事訴訟の新しい審理方法に関する研究』(法曹会、1996年)等参照。工夫の一つであるプロセスカードについて、高橋ほか・前掲注5)16頁。

8) これも複雑訴訟に関する各地における裁判所の審理方法の工夫の上に立っている。最高裁判所事務総局『計画審理を中心とする複雑訴訟の運営に関する執務資料』民事裁判資料第235号(2001年)、東京地方裁判所プラクティス委員会編『計画審理の運用について』(判例タイムズ社、2004年)等参照。争点が多岐に亘る複雑な事件の例として、大規模な公害事件や専門的な事項が問題となる医療関係事件や建築関係事件が挙げられる。小野瀬厚=武智克典編著『一問一答平成15年改正民事訴訟法』(商事法務、2004年)19頁参照。

9) 秋山幹男ほか『コメンタール民事訴訟法Ⅲ』(日本評論社、2008年)247頁参照。

10) 500日の歩み・前掲注6)4・完)5頁、高橋ほか・前掲注5)17頁、山本和彦・前掲注5)95頁参照。審理計画であれば、策定のための協議が整わなかった場合でも、裁判所は、可能な限り、審理計画を策定することになる。小野瀬ほか・前掲注8)20頁。

1) 民事訴訟法本体や人事訴訟法の改正のみならず、司法制度改革を推進するため、内閣に設置され司法制度改革推進本部において、「司法アクセス検討会」「ADR検討会」等、10の検討会が設けられ、その検討結果が法律に結実している。本特集では、事項を民事訴訟法の改正事項ならびに人事訴訟法に限定している。

2) 改正内容に関する座談会として、青山善充ほか「民事訴訟法の改正と民事裁判の充実・迅速化(1)(2)」ジュリ1257号(2003年)46頁、同1258号(2003年)96頁があり、改正の経緯、内容に関する検討が行われている。人事訴訟法に関しては、高橋宏志=高田裕成編『新しい人事訴訟法と家庭裁判所実務』ジュリ臨増1259号(2003年)3頁参照。

3) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』(商事法務研究会、1996年)5頁参照。

4) 北尾哲郎=竹下守夫=長谷部由起子「利用しやすい司法制度・民事司法」ジュリ1208号(2001年)91頁(竹下発言)。